

**伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備・運営事業  
修正箇所一覧**

**令和5年1月23日**

**伊勢広域環境組合**

## 修正箇所一覧

NO	資料名	頁	項目					タイトル	修正前	修正後
			第2章	第2節	6	(3)	オ			
1	様式第5-4号	-	第2章	第2節	6	(3)	オ	ごみの単位体積重量 稼働率算出用	オ ごみの単位体積重量 定格荷重算出用 [0.293] t/m3 稼働率算出用 [0.157] t/m3	オ ごみの単位体積重量 定格荷重算出用 [0.293] t/m3 稼働率算出用 [0.2] t/m3
2	様式第5-4号	-	第2章	第13節	12	(2)	イ	説明用パンフレット	イ 数量 一般用（日本語、英語） [ ] 部 小学生用（日本語） [ ] 部 (必要部数は建設事業者と組合との協議による)	イ 数量 一般用（日本語） 10,000部 一般用（英語、中国語、ポルトガル語） 各500部 小学生用（日本語） 10,000部
3	様式第5-4号	-	第3章	第1節	2	(6)		保温工事	保温材は使用場所に応じて適宜選択すること。また、保温外装材の板厚は0.5mm以上とすること。	保温材は使用場所に応じて適宜選択すること。また、保温外装材の板厚は [ ] mm以上とすること。
4	様式第5-4号	-	第4章	第1節	3	(1)	ア (コ)	付替え市道	ア建設候補地南側の河川用通路と兼用工作物として幅員7.5mの市道を設けること。	㊷建設候補地南側の河川用通路と兼用工作物として幅員7.5mの市道を設けること。

修正箇所一覧

NO	資料名	頁	項目				タイトル	修正前	修正後
5	様式第5-4号	-	第4章 第1節	3	(1)	イ	造成計画	<p>(#) 建設候補地は0.5m以下（T. P. +7.1m以下）の洪水による浸水が想定されているため、より高い安全性を確保するため嵩上げ（盛土）を行い、浸水深より0.5m高いT. P. +7.6m以上を計画G L（計画地盤高）とすること。</p> <p>(シ) 二級河川外城田川水系の河川に負荷がかからないよう流出抑制対策が必要であり、建築敷地が確定次第、洪水調整池及び周辺排水路整備について、関係機関である三重県、伊勢市と協議を行うこととし、最終的な計画GL（計画地盤高）は、関係機関との協議を踏まえ設定すること。</p> <p>(ス) 市道との高低差、切土・盛土による建設コストを考慮しつつ、建物高さを抑制した適切な地盤高さを設定すること。</p> <p>(セ) 土工事は安全で工期が短縮できる合理的な工法を採用すること。また、必要に応じて、擁壁等の構造物を計画すること。</p> <p>(ソ) 掘削土砂は場内で利用することを優先し、余剰分は場外で適正に処分すること。</p> <p>(タ) 市道の付替えを行う計画があるため、造成計画に際しては、北側市道との境界部の取り合い等関係機関との協議し調整を図ること。</p> <p>事業実施区域の南側は、近畿日本鉄道 山田線に隣接しており、線路近接工事を行う場合は鉄道会社と協議することが義務付けられている。工事着手前に、鉄道会社と協議を行い、その結果発生する諸費用等は建設事業者において負担すること。</p>	<p><b>イ 造成計画</b></p> <p>(7) 建設候補地は0.5m以下（T. P. +7.1m以下）の洪水による浸水が想定されているため、より高い安全性を確保するため嵩上げ（盛土）を行い、浸水深より0.5m高いT. P. +7.6m以上を計画G L（計画地盤高）とすること。</p> <p>(4) 二級河川外城田川水系の河川に負荷がかからないよう流出抑制対策が必要であり、建築敷地が確定次第、洪水調整池及び周辺排水路整備について、関係機関である三重県、伊勢市と協議を行うこととし、最終的な計画GL（計画地盤高）は、関係機関との協議を踏まえ設定すること。</p> <p>(7) 市道との高低差、切土・盛土による建設コストを考慮しつつ、建物高さを抑制した適切な地盤高さを設定すること。</p> <p>(エ) 土工事は安全で工期が短縮できる合理的な工法を採用すること。また、必要に応じて、擁壁等の構造物を計画すること。</p> <p>(カ) 掘削土砂は場内で利用することを優先し、余剰分は場外で適正に処分すること。</p> <p>(カ) 市道の付替えを行う計画があるため、造成計画に際しては、北側市道との境界部の取り合い等関係機関との協議し調整を図ること。</p> <p>(8) 事業実施区域の南側は、近畿日本鉄道 山田線に隣接しており、線路近接工事を行う場合は鉄道会社と協議することが義務付けられている。工事着手前に、鉄道会社と協議を行い、その結果発生する諸費用等は建設事業者において負担すること。</p>
6	様式第5-5号	-	第4章 第3節	3			保全工事	<p>運営事業者は、適切な<b>補修</b>工事を行うこと。</p>	<p>運営事業者は、適切な<b>保全</b>工事を行うこと。</p>